

# 平成27年度 信越総合通信局重点施策

～ICTで生かす地域のちから～

## I ICTによる地域の安心・安全の確保

### ① 防災・減災の取組の推進

- ・ 災害時の情報伝達体制の改善及び通信機器の点検強化等により、災害時における迅速、正確、確実な情報伝達及び電気通信・放送サービスの確保並びにその信頼性向上を図ります。
- ・ 「防災・減災のための放送・ネット利用行動計画」に基づき、災害時に地方公共団体等が発信する情報が放送事業者等を通じて迅速、正確に住民に届くよう、「災害情報共有システム（Lアラート）」（「公共情報 commons」）の普及・運用、観光・防災 Wi-Fi スターションの整備、臨時災害放送局（臨災局）の開設等に関する協定の締結等を支援します。

### ② 放送ネットワークの強靱化等の推進

中波ラジオの難聴地区解消と耐災害性の向上のためのFM補完局及び予備送信設備の整備並びに地域ケーブルネットワークの整備（強靱化）を支援します。

### ③ 市町村防災行政無線等のデジタル化の促進

- ・ 周波数有効利用促進事業の活用などにより、市町村防災行政無線及び消防救急無線のデジタル化が期限内に完了するよう市町村を支援します。
- ・ 列車無線のデジタル化を促進します。また、タクシー無線等のデジタル化が期限内に完了するよう事業者を支援します。

### ④ 人命・財産を守る無線通信の確保

- ・ 関係機関と連携し、小型船舶（小型漁船及びレジャー船等）の安全航行に資する船舶共通通信システム（国際VHF）及び簡易型船舶自動識別装置（簡易型AIS）の導入を促進します。
- ・ 関係機関との連携や即応体制の強化等により、航空管制、捜索救難通信、警察及び救急などの重要無線通信に対する妨害・混信の未然防止及び迅速な排除に努めます。

## Ⅱ ICTによる地域の活性化

### ① 無料公衆無線LAN環境整備の推進

- ・ 無料公衆無線LANの整備・普及を促進し、特に訪日外国人旅行者が利用できる環境の整備の促進を図ります。
- ・ 地方公共団体等が行う観光・防災Wi-Fiステーション整備事業を支援し、観光や防災の拠点における来訪者や住民の利便性を図ります。

### ② オープンデータの利活用の促進

地域でのオープンデータの利活用促進及び新たなビジネスの創出に資するため、産学民官からなる「地域オープンデータ推進会議」を運営し、情報・意見交換と情報発信を行います。また、セミナーを開催し、地方公共団体、企業の理解をより深めます。

### ③ コンテンツの流通促進

- ・ デジタルコンテンツに関するコンテスト等を支援し、クリエイターの育成、作品発表の場の提供及び地域からの情報発信等を促進します。
- ・ 関係団体への支援により国際共同製作を進めるための環境を整備し、地場の物産・観光資源等を紹介するコンテンツの海外発信、ひいては地域の活性化を促進します。

### ④ ICT利活用の促進に向けた地域の連携強化

- ・ 地域情報化アドバイザーやICT地域マネージャー制度を活用して地域の情報化関係団体との連携を強化し、ICT利活用の優良事例の横展開やテレワークの推進、地域情報プラットフォーム関連施策の周知・啓発に取り組みます。
- ・ 電波利用ニーズの把握及び無線通信技術セミナーなどを通じて、地域の大学、企業等の研究開発及び製品開発力の向上に貢献するよう努めます。また、地域の特性やニーズに応じたサービスやシステムの導入を促進します。

### ⑤ 情報通信分野のベンチャー企業支援

地域の関係機関と連携して情報通信分野のベンチャー企業及び同分野で創業を目指す方を対象に創業や起業後の経営を支援します。

### Ⅲ ICTの共通基盤の実現

#### ① 超高速ブロードバンド基盤整備の推進

超高速ブロードバンド基盤の未整備地域について、地方公共団体及び事業者と連携して整備を推進します。また、過去の補助事業で整備した情報通信基盤の利用や維持管理に関する的確な指導や助言等を行います。

#### ② 新たな無線システムのための周波数移行等の推進

新たな携帯電話システムの普及・発展に必要な周波数の確保に向け、関係機関と連携して特定ラジオマイク、RFID等の周波数移行や終了対策を推進します。

#### ③ 放送システム高度化の推進

ホワイトスペースを活用したエリア放送の一層の普及促進を図るとともに、4K・8K等の次世代放送システムの円滑な普及促進、マルチメディア放送など新たな放送システムの円滑な導入を推進します。

#### ④ 情報通信分野における研究開発の推進

情報通信技術の高度化に向け、地域の大学や民間企業等が行う研究開発を支援し、地域からのICT分野におけるイノベーション創出や地域の課題解決に向けた研究開発・研究活動の活性化を図ります。また、関係団体と連携し、研究成果の社会的実装や地域への展開を支援します。

### Ⅳ 安心・安全なICT利用環境の整備

#### ① 電気通信サービスに係る消費者支援

電気通信サービスに関する相談の状況や関係法令及び消費者保護の取組み等について、関係団体に対する周知、意見交換を行うとともに、事業者及び販売店に対して、利用者への重要事項の説明の徹底及びネットリテラシー向上等に関する社会貢献活動（e-ネットキャラバン等）への協力要請を行い、消費者支援活動を推進します。

#### ② インターネットリテラシーの向上・サイバーセキュリティ対策の推進

- ・ 青少年がネットへの過度な依存や、ネット上のトラブル等の被害者や加害者とならないよう、地域社会と連携を図りつつネットリテラシー向上のための周知・啓発を推進します。
- ・ サイバーセキュリティ月間における行事の実施等を通じて、情報通信の安心・安全な利用のための理解の醸成や周知・啓発活動を実施します。

### ③ 無線局管理の適正化と不法（違法）無線局対策

- ・ 関連団体等と協力し、無線局の適正な管理・運用や海上用無線局等の新スプリアス規格の無線設備への移行等について周知啓発、指導を行い、電波利用環境の整備・保護を図ります。
- ・ 不法無線局等に対し、移動探査を実施して指導等を行うほか、捜査機関の協力を得て共同取締りを実施します。悪質な事案に対しては、告発を含む厳正な措置を講じます。

### ④ 微弱基準不適合設備への対応

電波法に定める「著しく微弱な基準」について周知・啓発するとともに、無線設備の試買テスト等調査を実施し、基準を逸脱する設備について製造・販売事業者に対し改善を求めます。また、必要に応じ、勧告公表制度に向けた措置を講じます。